

半田市生活困窮者支援会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、生活困窮者に対する適切な支援を図るため、半田市生活困窮者支援会議(以下「支援会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉部生活援護課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱又は任命するものをもって充てる。

(1) 半田市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱(平成27年4月1日施行)

第4条に規定する主任相談支援員及び相談支援員

(2) 福祉部生活援護課保護担当ケースワーカー

(3) 半田市社会福祉協議会その他関係機関職員

4 委員長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

(支援会議の開催)

第4条 支援会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。委員長が出席できないときは、あらかじめ委員長の指名するものがその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときには、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 法第9条第5項の規定に基づき、委員又は事務に従事する者は、支援会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その任務を解かれた後においても同様とする。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、福祉部生活援護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。